

運用報告書の適正性に関する確認書

平成 30 年 7 月 6 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都港区港南一丁目 2 番 70 号
不動産投資信託	プレミア投資法人
証券発行者名	(コード番号 : 8956)
代表者の役職	執行役員
氏名（署名）	高橋 達哉

プレミア投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の執行役員である高橋 達哉は、本投資法人の平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの第 31 期営業期間に関する資産運用報告（以下「運用報告書」といいます。）の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 71 条から第 75 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定により、その資産の運用に係る業務の全てと運用報告書の作成等、開示に係る業務について資産運用会社であるプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しています。

2. 運用報告書の作成プロセス

一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社（所管部：財務部 統括責任者：財務部長）は運用報告書の原案を作成し、下記 3. のとおり法律事務所及び税理士法人の法律面、税務面それぞれの助言並びに会計監査人による監査を受けます。助言の確認及び監査の終了後、原案（確認、監査の過程での修正を含みます。）及び会計監査報告を本投資法人役員会に提出し、承認を得たうえで作成します。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 開示に係る業務を委託している資産運用会社に対しては、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制の整備を要請しており、資産運用会社において開示に関する社内ガイドラインにより情報開示の基本方針を定めるとともに、本投資法人に係る全ての重要な情報は重要情報の収集・精査・開示を所管する企画 I R 部に集約される体制になっていることを確認していること。
- (2) 運用報告書作成にあたり、投信法に関する適法性について、本投資法人の法律顧問である長島・大野・常松法律事務所の助言及び確認を得ていること。
- (3) 運用報告書における税務に係る記載事項について、本投資法人の税務顧問である K P M G 税理士法人の助言を得ていること。
- (4) 本投資法人の会計監査人である、有限責任あづさ監査法人より投信法第 130 条及び投資法人の会計監査に関する規則（平成 18 年内閣府令第 48 号）第 5 条に規定される会計監査報告を受領していること。
- (5) 本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議または報告されていること。

以上